

平成25年度監事監査レポート

平成26年6月19日

政策研究大学院大学

監事 宇佐美 豊

監事 東田 親司

I. 監査の概要

1. 監査計画

平成25年度監事監査は、国立大学法人法第11条第4項の規定にもとづき、国立大学法人政策研究大学院大学（以下「本学」という。）の平成25年度業務について、次の監事監査計画に基づいて実施した。

(1) 監査の基本方針

政策研究大学院大学監事監査規則第2条に基づき、本学の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(2) 監査の実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月末日までとする。

(3) 監査の方法

業務監査は、議事録を閲覧するとともに、担当責任者への書面または口頭によるヒアリング及び関係証憑の閲覧によって行った。

また、内部監査に立ち会いその実施状況を把握した。

会計監査については、会計監査人の監査に立ち会い、会計監査人への書面または口頭によるヒアリング及び関係証憑の閲覧によって行った。

(4) 監査の対象部局

原則として必要と思われるすべての部局を対象とした。

2. 監査実績

平成25年4月1日～	役員会への出席、意見交換会(学長、理事、会計監査人、監事)への出席、運営局長との懇談会及び各課長などからの現況聴取を随時実施
平成25年7月31日	平成25年度国立大学法人等監事研修会
平成25年8月23日	第25回会計監査機関意見交換会議
平成25年9月4日	第25回国立大学法人等監事協議会東京支部会
平成25年12月6日	第10回国立大学法人等監事協議会総会
平成25年12月12日	平成24年度決算検査報告説明会（会計検査院）
平成26年2月4日	第25回国立大学法人等監事協議会東京支部会
平成26年6月12日	平成25年度決算会計監査人監査報告会

II. 監査結果

監事は、議事録を閲覧し、意思決定過程における内部統制が機能していることを確認するとともに、重大な法令・規則違反がないことを確認した。

また、内部監査結果報告書の閲覧により、重要な不正・誤謬がないことを確認した。

監査法人に対しては、監査の結果についてヒアリングを行い、その監査の方法についての妥当性を確認した。

それらの結果、学長のリーダーシップの下に国立大学法人として、その業務の適正かつ合理的な運営が図られていると総括した。

本監事監査レポートは、監査報告書とは別に、主要な監査結果を説明しつつ、監査の結果に基づき成果が認められる事項、及び、さらなる改善に向けて検討の余地があると認められた事項を明確にして報告するものである。

III. 所見

1. 職員の適切な勤務時間管理の実施

平成24年度までの監事監査レポートでは超過勤務時間の短縮についての指摘がなされているが、平成25年度の実態を見ると運営局全体の職員の超過勤務時間(平均)では第1表に見る通り、これまでの減少傾向から若干ではあるが増加に転じている。

第1表 運営局職員全体の超過勤務時間の実態

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
平均時間(月)	28	25	24	20	21

また、個人別にいわゆる36協定で定められる、①延長できる月45時間(6回まで)、②月間の超過勤務上限時間80時間、③年間の超過勤務上限時間750時間、の基準ごとに超過者数をみると、平成24年度は超過者総数が7名であったのに対し、平成25年度は超過者6名であった。

内訳は、平成24年度に、組織マネジメント課2名、財務マネジメント課2名、研究支援課2名及び教育支援課1名が②に該当となっていたのに対して、平成25年度では、企画課1名が①②③に、財務マネジメント課2名及び学術国際課国際渉外室＝旧国際交流広報課2名が②に、教育支援課1名が②③に該当となっている。

平成25年度においては、超過者総数は若干減少したものの、平均超過勤務時間が若干増加傾向を示していることに加え、超過の様相が①②だけでなく③の年間の超過勤務上限時間750時間をも超えている点について特段の注意を払う必要が認められる。

③の超過者2名については、学生への不可避的な対応等それぞれ業務の特殊事情が

あるようであるが、今後、平成25年度の超過勤務の原因を精査し、特に③の超過者が再発しないよう必要に応じて部署ごとの業務量と配置人数について全体的な見直しを行う必要がある。

2. 契約事務の競争性の確保

近年の本学における契約の状況を見ると、第2表のとおり平成25年度においては、随意契約が増加している状況が見られた。

このため、随意契約とした理由を個別に調査したところ、特定の者以外では契約の目的を達成できないもの等であることが確認できたが、今後とも、1者応札の原因究明、入札辞退者からの辞退理由の徴収とともに随意契約とする場合の理由の厳格な審査等に努め、随意契約数の抑制と競争性の確保に努める必要がある。

第2表 契約の状況

	競争入札			随意契約		
	複数応札	1者応札	計	企画競争・公募	随意契約	計
23年度	14	8	22	25	24	49
24年度	9	4	13	18	27	45
25年度	12	8	20	25	44	69

3. 外部研究資金その他自己収入の増加について

外部研究資金等の受入状況に関しては、第3表のように、平成25年度は、科学研究費補助金、受託研究・受託事業・共同研究・共同事業、その他の補助金の3区分とも大幅に増加しており、本学の中期計画30-1の「外部研究資金獲得に対するインセンティブを高めるような研究費配分を行うとともに、間接経費の一部を全学的な研究支援経費として活用することも含めて戦略的に執行する。」ことなどの努力の成果が表れていると評価できる。

第3表 外部研究資金等受入状況

(単位：千円)

		22年度	23年度	24年度	25年度
科学研究費補助金	金額	114,088	162,362	176,430	309,220
	件数 (新規採択率)	49 (57.7)	50 (47.1)	58 (73.1)	52 (42.9)
受託研究・受託事業 共同研究・共同事業	金額	388,936	363,406	415,104	578,159
	件数	27	26	24	39
その他補助金等	金額	186,078	205,113	268,408	288,209
	件数	2	3	3	5

計	金額	719,102	730,884	859,942	1,175,588
---	----	---------	---------	---------	-----------

なお、寄附金については、これまで比較的少額であったこともあり間接経費（研究支援経費）の受け入れは行ってこなかったが、平成25年度においては、1件当たりの寄附金額が多額であるものがあつたことから、関係者の了解のもとに間接経費の受け入れも行っている。今後、寄附金については、他大学における例などを参考にして、間接経費の受入率を設定するなど、寄附金からも間接経費を負担してもらふルールを設けることを検討する必要がある。

4. 教員の業務量の評価と平準化について

中期計画24-3では「教員の教育・研究・大学運営・社会貢献に関する各種業務量について客観的に評価することにより、業務量の平準化を図るなど、組織運営の改善に資する」こととされている。

平成23年度に「新たなポイント制度について」により、ポイント算出方法を定めて大学運営領域や教育領域についての活用方法を定めたのに続き、平成25年度には「平成25年度ポイント制の活用について」により、研究領域についても活用方法を定めたことは、教員の活動の客観的な評価や業務量の平準化の観点からみて積極的な取り組みと評価できるであり、今後ともこれらの措置による成果に期待する。

5. 運営費交付金による人件費の抑制と教職員数について

中期計画33-1では、「…運営費交付金による人件費の抑制の取組を継続する」こととしている。各年度の目標達成額に対する実績額の状況は第4表のとおりで、平成25年度上限額までは順調に低下してきており、運営費交付金にかかる人件費の縮減に努めている状況がうかがえる。

第4表 総人件費改革の対象人件費の推移

(単位:千円)

	基準額	18年度 上限額	19年度 上限額	20年度 上限額	21年度 上限額
目標達成額 (A)	1,134,863	1,123,514	1,112,166	1,100,817	1,089,468
実績額 (B)	—	890,154	944,000	1,013,888	974,384
B/A (%)	—	79	84	92	89

	基準額	22年度 上限額	23年度 上限額	24年度 上限額	25年度 上限額
目標達成額 (A)	1,134,863	1,078,120	1,066,771	1,055,423	1,044,073
実績額 (B)	—	932,628	884,786	809,368	793,179
B/A (%)	—	86	82	76	75

教員数については第5表のとおり外部資金による常勤の教員の増加は見られるものの、一般の交付金による常勤の教員と非常勤の教員の縮減に努め、総数は2年ぶりに300人を切っており、特に努力している状況がみてとれる。

第5表 教員数の推移

(単位：人)

	常 勤			非常勤	総数
	一般の交付金	外部資金	合計		
平成20年度	70	4	74	187	261
21年度	58	14	72	229	301
22年度	58	12	70	219	289
23年度	59	12	71	238	309
24年度	57	14	71	242	313
25年度	55	19	74	218	292

運営局の職員数については、第6表のとおり、平成25年度は常勤職員数が若干増加したものの、派遣職員数の抑制に努め、総数ではほぼ昨年並みになっている。

第6表 職員数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

	常勤職員				非常勤職員			派遣職員	総数
	プロパー	人事交流	専門職	小計	契約	時間雇用	小計		
平成20年度	17	14	1	32	19	14	33	8	73
21年度	19	15	1	35	29	11	40	15	90
22年度	20	15	1	36	37	11	48	14	98
23年度	20	16	1	37	39	13	52	10	99
24年度	20	16	2	38	46	16	62	13	113
25年度	23	15	3	41	46	16	62	11	114

運営局職員については、プロパー職員の増員が課題である。昨年度3人増員したのにつづき、平成26年度もさらに増員することになっているが、こうした努力を、運営費交付金による人件費の抑制を考慮しつつ、引き続き継続していくことが望まれる。

なお、1. で述べたように、超過勤務の原因の究明の上、必要に応じて、部署ごとの業務量と職員数のバランスについて全体的な見直しをする必要がある。